

鹿児島県自立支援資金貸付の概要

1 鹿児島県自立支援資金とは

児童養護施設等退所者で就職や進学をした者のうち、住居や生活費等安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額や生活費の貸付けを行うことで、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

また、児童養護施設等に入所中の者に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付けを行うことで、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

2 貸付対象者

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中の者であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者

※児童養護施設等を退所した者であって、退所後4年以内にあるもので大学等に在学するものを
含む

3 自立支援資金の貸付申請手続

自立支援資金のうち、家賃支援費及び生活支援費の貸付けを希望するものは、自立支援資金貸付申請書（家賃支援費・生活支援費）、資格取得支援費の貸付けを希望するものは、自立支援資金貸付申請書（資格取得支援費）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、施設に入所していたものはその施設に、里親委託されていたものは児童相談所に提出してください。

(1) 家賃支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・在職証明書又は在学証明書（就職内定書又は入学決定書）
- ・家賃額証明書（家賃額が記載されたもの）

(2) 生活支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・在学証明書（入学決定書）

(3) 資格取得支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・資格取得費用見積書（領収書）の写し

4 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

自立支援資金の貸付けを希望する者の申請により選考を行い、貸借契約を締結します。

5 貸付額

- (1) 家賃支援費 居住地における生活保護制度上の住宅扶助額のうち、単身世帯の額以内
(鹿児島市の場合 (H28) 月額32千円を上限とする家賃相当額実費)
 - (2) 生活支援費 月額50千円以内
 - (3) 資格取得支援費 上限25万円を上限とする資格取得費実費
- ※ (1)と(2)は分割、又は月決め交付、(3)は一括交付

6 貸付期間

- (1) 就職者 2年間を限度として、就労等している期間
- (2) 進学者 正規修学年数(病気等により真にやむを得ない事情によって留年した期間も含む)

7 現況確認

貸付け2年目以降は、次に掲げる書類を添付し、施設に入所していたものはその施設に、里親委託されていたものは児童相談所に提出してください。

(1) 就職者

就職2年目(貸付期間中)は4月15日までに、現況届、家賃額証明書及び前年度の家賃振込を証する書類を提出してください。

就職3年目以降は毎年4月15日までに、現況届を提出してください。

(2) 進学者

就学2年目以降(貸付期間中)は毎年4月15日までに、在学証明書、家賃額証明書及び前年度の家賃振込を証する書類を提出してください。

※生活支援費のみ貸付けを受けている場合は、家賃に係る書類の提出は不要です。

就職1年目以降は4月15日までに、現況届を提出してください。

(3) 資格取得希望者

就職1年目以降は4月15日までに、現況届を提出してください。

8 連帯保証人

原則として連帯保証人を立てるものとします。(1名)

ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができます。

9 貸付契約の解除

次の場合のいずれかに該当する場合には、貸付契約が解除となります。

- ・就職者が就職先を離職したとき
- ・進学者が大学等を退学したとき又は停学となったとき
- ・就職者又は進学者が死亡したとき
- ・自立支援資金の貸付期間中に貸付けを受けている者が貸付契約の解除を申し出たとき

10 返還

次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間での返還が困難であると認められる場合は、貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内で、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければなりません。

- ・ 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ・ 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日又は施設等を退所した日から1年以内に就職しなかったとき
- ・ 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなると認められるとき
- ・ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

11 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年5.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。

12 返還の債務の履行猶予

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- ・ 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ・ 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき、及び大学等に在学しているとき
- ・ 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- ・ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

13 返還の債務の当然免除

次の各号のいずれかに該当する場合には、返還の債務を免除します。

(1) 就職者

- ・ 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ・ 就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

(2) 進学者

- ・ 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- ・ 就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

(3) 資格取得希望者

- ・ 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
- ・ 就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

14 返還の債務の裁量免除

次の各号のいずれかに該当する場合には、(既に返還を受けた額を除く。)返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除します。

- (1) 業務以外の事由により死亡、又は障害により返還することができなくなった場合
返還の債務の額(既に返還を受けた額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合
返還の債務の額の一部
- (4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部